

第 2 2 号議案

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市立あしや温泉の入浴料を改定するとともに、駐車場及び給湯場の使用料を定
めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例（平成7年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「14番10号」を「14番11号」に改める。

第3条を次のように改める。

（施設）

第3条 あしや温泉に次の施設を設置する。

- (1) 温浴施設
- (2) 駐車場
- (3) 給湯場
- (4) 足湯

第5条第1項の表中「380円」を「410円」に、「130円」を「150円」に改め、同条第2項中「市内に住所を有する」を「市内に住所を有する者のうち、」に、「心身障害者（児）」を「障害者（児）」に改め、同項の表中「心身障害児」を「障害児」に、「260円」を「280円」に、「80円」を「90円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の障害者（児）は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とする。

第5条の次に次の3条を加える。

（駐車場使用料）

第5条の2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除するこ

とができる。

(給湯場使用料)

第5条の3 給湯場の使用料の額は、20リットルまでごとに100円とする。

(入浴料等の還付)

第5条の4 既納の入浴料、駐車場使用料及び給湯場使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条中「あしや温泉の使用者」を「使用者」に改める。

第7条中「利用者」を「使用者」に、「必要ないと認めた」を「必要がないと認める」に改める。

第9条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立あしや温泉の入浴料を改定するとともに、駐車場及び給湯場の使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 位置の変更（第2条関係）

あしや温泉の位置を呉川町14番11号（現行は、14番10号）とする。

(2) 施設の設置（第3条関係）

あしや温泉に次の施設を設置する。

- ア 温浴施設
- イ 駐車場
- ウ 給湯場
- エ 足湯

(3) 入浴料の改定（第5条関係）

ア 入浴料を次のとおり改定する。

使用者の区分	入浴料	
	改正案	現行
12歳以上の者	1人につき 410円	1人につき 380円
6歳以上12歳未満の者	1人につき 150円	1人につき 130円
6歳未満の者	1人につき 60円（現行どおり）	

イ 高齢者及び障害者（児）の入浴料を次のとおり改定する。

使用者の区分	入浴料	
	改正案	現行
65歳以上の者・12歳以上の障害者（児）	1人につき 280円	1人につき 260円
6歳以上12歳未満の障害児	1人につき 90円	1人につき 80円
6歳未満の障害児	1人につき 40円（現行どおり）	

ウ イの障害者（児）は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とする。

(4) 駐車場使用料（第5条の2関係）

ア 駐車場の使用料は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えたときは、30分までごとに100円とする。

イ 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(5) 給湯場使用料（第5条の3関係）

給湯場の使用料は、20リットルまでごとに100円とする。

(6) 入浴料等の還付（第5条の4関係）

既納の入浴料、駐車場使用料及び給湯場使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(7) その他条文の字句の整理

3 施行期日

平成22年4月1日